

本市における新型コロナウイルス感染症の対策と現状

4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されました。対象地域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都府県で、宣言の効力は令和2年4月7日から5月6日まで生じるとなっています。

本市においては、新型コロナウイルスの感染は確認されるものの、感染拡大は認められない状態であり、依然として新型コロナウイルス感染症感染拡大を防ぐために極めて重要な時期です。

新型コロナウイルス感染防止のため、市民及び事業者においても、以下に注意し、日常の生活を送るよう呼びかけを行っています。

1 感染を予防するために注意すること

(1) 三つの密を避ける

換気が悪い場所（密閉空間）、人がたくさん集まっている場所（密集場所）、近い距離での会話や発声する場所（密接場面）の三つの「密」が重ならないようにし、クラスター（集団発生）を防止することが重要です。

(2) 手洗い・咳エチケットの徹底

新型コロナウイルス感染症については、季節性インフルエンザと同様に手洗いや咳エチケットなどの基本的な対策が有効です。

(3) 不要不急の外出を控える・人込みの中に入らない

新型コロナウイルス感染症は、高齢者や糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方等で重症化しやすいことが明らかとなっていますので、特に注意してください。換気が悪く、不特定多数の方が集まる集会等は、可能な限り控えることが感染予防となります。特に、感染が拡大している地域への移動については自粛する等、慎重に判断してください。

(4) イベント・会議等について

企業・各種団体の皆様には、感染拡大の防止の観点からテレワーク・時差勤務の推進やイベント・会議の中止・延期・縮小など今後の状況を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いします。なお、現在は、前橋市主催のイベント等は原則として、中止又は延期（市ホームページで公表）をしております。

(5) 感染が拡大している地域から移動、帰省する方へのお願い

最近の発生事例は、感染が拡大している地域から移動、帰省された方の感染が確認されています。移動、帰省された方は、なるべく家族等との接触を避け、14日間は外出を自粛し、朝夕2回の検温など健康管理を行っていただくようご協力をお願いします。

(6) 患者・感染者、濃厚接触者、医療従事者等への人権の配慮についてお願い

患者・感染者、濃厚接触者、医療従事者や、感染が拡大している地域等に滞在していた方、前橋市に来られた方などへの不当な差別や偏見、いじめ等が生じないように、冷静な行動をお願いします。

2 新型コロナウイルス感染症の発生について（市内2例目・第3報）

3月31日に新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明した市内2例目の患者（ザスパクサツ群馬選手）の濃厚接触者の状況を報告します。

なお、患者の状態は安定しています。

(1) 健康観察期間の終了

濃厚接触者41名のうち、発熱はないが咳、鼻詰まり症状のある3人について、本日4月10日にPCR検査を実施しています。検査結果は、確認でき次第、報告します。

その他の38名については、4月9日に健康観察期間が終了しました。

(2) 今後の対応

健康観察が終了した選手及びスタッフは、引き続き、毎日の検温など、健康管理を実施していく予定です。

3 帰国者・接触者相談センター（コールセンター）

次のいずれかの症状がある方は、受診する前に「帰国者・接触者相談センター」へご連絡ください。

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている（高齢者や持病等ある方は2日程度）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

帰国者・接触者相談センター（コールセンター）

電話027-220-1151

※夜間及び土日休日で緊急の場合は、市役所当直（電話027-224-1111）
経由で、担当職員が対応します。

担 当 保健予防課 感染症対策係
電 話 028-220-5779